



2013年 3月28日

反論意見書
(公開審第91号)

千葉県市民オンブズマン連絡会議
代表幹事 広瀬 理夫

第1 事案の概要

1 事件名

公開審第91号の事案

2 異議申立対象決定

千葉県知事総第1939号2010年2月5日付行政文書不開示決定通知による不開示決定

3 反論対象文書

千葉県知事の平成25年1月22日付理由説明書

4 理由説明書の概要

不開示の理由は、千葉県情報公開条例第8条2号の「個人に関する情報」、第4号の「犯罪予防等情報」、第6号ニの「人事管理情報」に該当する。

第2 請求の目的

1 千葉県政をただす

請求は、県政を揺るがした、いわゆる千葉県不正経理問題において、千葉県の処分を受けた職員に関するもので、その目的は不正の全容を県民に公開し、再発を防止するとともに、根底にあるゆがんだ千葉県政を正常化させる目的で行ったものである。

2 千葉県不正経理問題とは

一部府県において不適正な経理処理による資金の捻出が明らかとなり、幅広く全国で行われている懸念が強くなったことから、会計検査院による検査が行われて、検査を実施された12府県全てにおいて不適正な経理処理があったことが2007(平成19)年にかけて明らかとなったことから、千葉県における内部調査が2008年から進められた。

一方、千葉県農林水産部職員が不正な経理操作による公金の詐取が判明し、2009(平成21)年2月逮捕されたが、これは、まさに不適正な経理処理で捻出した公金を詐取したものであった。さらに5月、および6



月に同部職員2名が同様の容疑で逮捕され、3名とも懲戒免職処分が報道された。

2009（平成21）年3月、公金詐取事件を契機に、全庁調査のための組織を設け、会計検査院による調査と連携して農林水産部、県土整備部の平成15～19年度の需用費、旅費、賃金、車両維持管理費についての抽出調査をおこない、需用費について不適正な経理処理が確認された。

これを受け、全庁の需用費の消耗品について調査をおこなったところ、総額37億円の不正経理が、全部局にわたり認められたものである。

さらに平成20年度の追加調査をおこなったところ、問題が公表されていたにもかかわらず、依然として不適正な経理処理が行われていたことが発見され、追加の不正経理額は1億円余にのぼることが公表された。

これらの行為により、千葉県が行った職員への処分は、

「4名を懲戒免職、1名を停職とするほか、12月22日には、組織責任者として県の本庁課長級以上の幹部職員全員を戒告処分とするなど、懲戒処分434名を含め1824名を処分いたします。

（県民の皆様へ 平成21年12月18日 千葉県知事 森田健作）」
千葉県HPから。

と発表された。

3 個々該当性について

公表された懲戒免職4名のうち、氏名を開示したのは、高橋義詔。渡辺快和。明石剛誠。の3名で、1名の氏名が開示されていないが、理由説明書ではその理由について全く触れていない。また、懲戒処分434名についても全く不開示である。

第3 反論

1 「個人に関する情報」該当性について

(1) 処分庁の理由説明書では、不開示の理由として、千葉県情報公開条例第8条2号の「個人に関する情報」、第4号の「犯罪予防等情報」、第6号ニの「人事管理情報」に該当し、不開示としたものの他は別途、開示したと述べている。

(2) 条例8条2号の「個人に関する情報」に該当するとしていることについて、それは「個人に関する情報」ではない。

(3) 最高裁平成15年11月11日判決（最高裁判所 平成10年（行ツ）第167号 平成15年11月11日 第三小法廷判決）（最高裁ホームページ掲載）は、県立高等学校校長の出張情報の開示を請求された事案において、次のとおり述べて、公務員の職務遂行情報は「個人に関する情報」に該当しないと判断した。

しかし、県の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が同号にいう「個人」に当たることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解するのが相当である。

その理由は、次のとおりである。本件条例は、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることとしており（1条）、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する県民の権利を十分尊重して本件条例を解釈運用する責務を負わせている（3条）。このように、本件条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、県の公務員の職務の遂行に関する情報といえることができる。そうすると、本件条例が、県の公務員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書について、公務員個人の社会的活動としての側面があることを理由に、これをすべて非公開とすることができるものとしているとは解し難いというべきである。

当時の千葉県情報公開条例では、現行条例8条2号ハのように「個人に関する情報」の例外規定である「公務員の職務遂行情報」に関する規定がなかったが、上記最高裁判決は、結論として「県の公務員の職務の遂行に関する情報」は公務員の氏名を含め「個人に関する情報」に該当しないと判断したのである。

本件処分の対象行為は、いずれも被処分者の職務遂行に関する行為であり、上記最高裁判決がいう「県の公務員の職務の遂行に関する情報」であるから、そもそも8条2号の該当性は認められず、開示されるべきである。

(4) 仮に職員の氏名が「個人に関する情報」に該当するとしても、千葉

県条例は、8条2号の例外として、同号ハにおいて、公務員の職務遂行情報の場合氏名も公開すると規定されている。

本件処分の対象行為は、いずれも被処分者の職務遂行に関する行為であるから、開示されるべきである。

- (5) 2013年3月18日付、毎日新聞によれば、鳥取県教育委員会は体罰の発生状況などを記した県立高校の報告書について、体罰の詳細、学校名、教職員名、本人の反省状況などを公開した。

鳥取県情報公開条例第9条2号には千葉県条例と同様な規定があるが、上記報道に寄れば、鳥取県教育委員会は、「原則、職務遂行に当たる部分は全面開示する」と説明し、体罰は職務遂行情報であると正当に理解している。

本件不正経理も、職務遂行情報であるから、当該職務を遂行した職員の氏名もまた職務遂行情報であり、個人に関する情報ではないから公開されるべきである。

2 条例8条6号ニの該当性について

- (1) 条例8条6号は、公開の例外として、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とし、その二に「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とある。

しかしながら、処分庁は、何故6号ニ「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するのか、その各「支障を及ぼすおそれ」について具体的説明がない。

- (2) 情報を非公開とする以上具体的な「支障を及ぼすおそれ」の説明が必要であり、そのような説明がないことは、処分庁は理由を説明していないことになる。

- (3) よって、この情報は公開されるべきである。

第4 まとめ

危機的な財政状況にある千葉県にとって不適正な経理処理はあってはならない事件であるにもかかわらず、職員の意識は全体として正されたとは言え

ない状況である。

実施された全庁調査は、需用費の消耗品に限って調査したものであり、またその期間もわずか5年間のみで極めて不十分であり、不正行為が定例監査をくぐりぬけてきたことを考えれば、不適正な経理処理などが残されている懸念はぬぐいきれない。このことは横領事件などに発展する温床を残していると懸念せざるを得ない。

不正経理は千葉県では、発覚の10年以上前に内部告発があったものの、明らかにされることなく隠ぺいされてきたことも事実である。

これらの千葉県の体質を改めるには、情報公開によって県民の監視、批判、協力を得て、職員相互の内部自浄作用を働かせることが必要であり、不適正経理処理を行った事例の関係情報は、全面的に開示されるべきで、県民はそれを期待しているのである。

以 上